

新 規 則 例	改 正 後 (案)	現 行
<p>○県漁業調整規則例</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 漁業の許可（第四条—第三十二条）</p> <p>第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第三十三条—第五十条）</p> <p>第四章 漁業の取締り（第五十一条—第五十四条）</p> <p>第五章 雑則（第五十五条—第六十条）</p> <p>第六章 罰則（第六十一条—第六十四条）</p> <p>第一章 総則 （目的）</p> <p>第一条 この規則は、漁業法（以下「法」という。）、水産資源保護法その他漁業に関する法令と相まって、〇〇県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。</p> <p>（県内に住所を有しない者の申請）</p> <p>第二条 県内に住所を有しない者は、第八条第一項、第三十二条第二項又は第三十四条第三項の申請書を知事に提出しようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。</p> <p>（代表者の届出）</p> <p>第三条 法第五条第一項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）</p>	<p>長崎県漁業調整規則</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 漁業の許可（第4条—第31条）</p> <p>第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第32条—第47条）</p> <p>第4章 漁業の取締り（第48条—第51条）</p> <p>第5章 雑則（第52条—第57条）</p> <p>第6章 罰則（第58条—第61条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 （目的）</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）その他漁業に関する法令と相まって、長崎県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。</p> <p>（申請又は届出の経由機関）</p> <p>第2条 漁業に関し知事に申請、届出又は報告をしようとする者は、その住所の所在する市町が県北振興局、五島振興局、壱岐振興局又は対馬振興局の管轄区域内にある場合は当該振興局長を経由して申請、届出又は報告をしなければならない。ただし、西海市に住所を有する者は、この限りでない。</p> <p>2 県内に住所を有しない者は、第8条第1項の申請書を知事に提出しようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。</p> <p>（代表者の届出）</p> <p>第3条 法第五条第一項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）</p>	<p>長崎県漁業調整規則</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 漁業の許可（第6条—第32条）</p> <p>第3章 水産資源の保護培養及び漁業の取締り等（第33条—第60条）</p> <p>第4章 罰則（第61条—第64条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 （目的）</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）その他漁業に関する法令とあいまって、長崎県における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とする。</p> <p>（申請又は届出の経由機関）</p> <p>第2条 漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとする者は、その住所の所在する市町が県北振興局、五島振興局、壱岐振興局又は対馬振興局の管轄区域内にある場合は当該振興局長を経由して申請し、又は届け出なければならない。ただし、西海市に住所を有する者は、この限りでない。</p> <p>2 漁業法第66条第1項に規定する中型まき網漁業並びに第6条第2号イ、エ、シ、セ及びタに規定する漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとする者が県内に住所を有しない場合においては、その住所地を管轄する都道府県の知事の副申書を添付しなければならない。</p> <p>（代表者の届出）</p> <p>第3条 漁業法第5条第1項の規定による代表者の届出は、別記様式第1号によるものとする。</p> <p>（漁業権等に関する申請書の様式）</p> <p>第4条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 漁業法第8条第6項又は第7項の規定による認可の申請書 別記様式第2号</p> <p>(2) 漁業法第10条の規定による免許の申請書 別記様式第3号</p> <p>(3) 漁業法第129条第1項又は第3項の規定による認可の申請書 別記様式第4号</p>

第二章 漁業の許可  
(知事による漁業の許可)

第四条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

一 もじゃこ漁業 海面においてもじゃこ（全長十五センチメートル以下のぶりをいう。）をとることを目的とする漁業（中型まき網漁業を除く。）

二 うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚（全長十三センチメートル以下のうなぎをいう。）をとることを目的とする漁業

三 しじみ漁業 内水面においてじょれんによりしじみをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業を除く。）

四 さんご漁業 海面においてさんごをとることを目的とする漁業

五 小型まき網漁業 海面において総トン数五トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業（第一号に掲げるもじゃこ漁業を除く。）

六 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網により行う漁業（第一号に掲げるもじゃこ漁業を除く。）

七 ごち網漁業 海面においてごち網により行う漁業

八 刺し網漁業 海面において刺し網により行う漁業（次号に掲げる固定式刺し網漁業を除く。）

九 固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網により行う漁業

十 いるか突棒漁業 海面においているか突棒により行う漁業

十一 さけ・ますはえ縄漁業 海面において総トン数十トン以上の動力漁船を使用してさけ・ますはえ縄により行う漁業

十二 しいらづけ漁業 海面においてしいらづけにより行う漁業（中型まき網漁業を除く。）

十三 たこつぼ漁業 海面においてたこつぼにより行う漁業

十四 潜水器漁業 海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業

十五 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業

十六 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業

十七 ふくろ網漁業 内水面においてふくろ網により行う漁業（第二号に掲げるうなぎ稚魚漁業を除く。）

第二章 漁業の許可  
(知事による漁業の許可)

第4条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第3号、第4号、第17号、第19号から第21号まで、第24号及び第29号に掲げる漁業にあつては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

(1) もじゃこ漁業 海面においてもじゃこ（全長15センチメートル以下のぶりをいう。以下同じ。）をとることを目的とする漁業（中型まき網漁業を除く。）

(2) うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいう。）をとることを目的とする漁業

(3) あわび漁業 海面においてあわびをとることを目的とする漁業（第16号に掲げる潜水器漁業を除く。）

(4) なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業及び第16号に掲げる潜水器漁業を除く。）

(5) さんご漁業 海面においてさんごをとることを目的とする漁業

(6) 小型まき網漁業 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業（第1号に掲げるもじゃこ漁業及び第15号に掲げるしいらづけ漁業を除く。）

(7) ごち網漁業 海面においてごち網により行う漁業（第22号に掲げる沖合ごち網漁業を除く。）

(8) 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網により行う漁業（第1号に掲げるもじゃこ漁業を除く。）

(9) 小型いかつり漁業 海面において総トン数5トン以上30トン未満の動力船を使用して、つりによりいかをとることを目的とする漁業

(10) 敷網漁業 海面において敷網（集魚灯を利用するものに限る。）により行う漁業

(11) すくい漁業 海面においてすくい網（集魚灯を利用するものに限る。）により行う漁業

(12) 流し網漁業 海面において流し網により行う漁業（第14号に掲げるげんじき網漁業を除く。）

(13) さし網漁業 海面においてさし網により行う漁業（前号に掲げる

(小型機船底びき網漁業の地方名称)

第5条 小型機船底びき網漁業取締規則（昭和27年農林省令第6号）第1条第1項各号に掲げる小型機船底びき網漁業で次の表の左欄に掲げるものの地方名称は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

小型機船底びき網漁業の種類	地方名称
手繰第2種漁業	自家用餌料びき網漁業、えびこぎ網漁業、貝こぎ網漁業、なまここぎ網漁業
手繰第3種漁業	貝けた網漁業、なまこけた網漁業、長柄じょれん船びき漁業
打瀬漁業	えび打瀬網漁業、いか打瀬網漁業

第二章 漁業の許可  
(漁業の許可)

第6条 海面において次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号ア、イ及び第2号アからタまでに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第2号シ、セからチ、ニに規定する漁業にあつては、漁業法第8条第1項の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げる水産動植物の採捕を目的として営む漁業

ア もじゃこ（全長15センチメートル以下のぶりの稚魚。漁業法第66条第1項に規定する中型まき網漁業の許可を受けて採捕する場合を除く。以下「もじゃこ漁業」という。）

イ さんご（以下「さんご漁業」という。）

(2) 次に掲げる漁業の方法により営む漁業

ア 小型まき網（総トン数5トン未満の船舶を使用するものに限る。前号アに規定するもじゃこ漁業の許可を受けて採捕する場合又はコに掲げる漁業の方法を除く。以下「小型まき網漁業」という。）

イ ごち網（以下「ごち網漁業」という。）

ウ 機船船びき網（前号アに規定するもじゃこ漁業の許可を受けて採捕する場合を除く。以下「機船船びき網漁業」という。）

エ 小型いかつり（総トン数5トン以上30トン未満の動力船を使用するものに限る。以下「小型いかつり漁業」という。）

オ 敷網（集魚灯を利用するものに限る。以下「敷網漁業」という。）

カ すくい網（集魚灯を利用するものに限る。以下「すくい網漁業」という。）

キ 流し網（ケに掲げる漁業の方法を除く。以下「流し網漁業」という。）

ク さし網（キ及びセに掲げる漁業の方法を除く。以下「さし網漁業」という。）

ケ げんじき網（以下「げんじき網漁業」という。）

コ しいらづけ（総トン数5トン以上40トン未満の船舶によりまき

<p>2 前項の許可は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は前項第一号若しくは第三号から第十三号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。</p> <p>(許可を受けた者の責務)</p> <p>第五条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。</p> <p>(起業の認可)</p> <p>第六条 許可を受けようとする者であって現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。</p>	<p>流し網漁業、第 19 号に掲げる固定式さし網漁業及び第 23 条に掲げる沖合固定式さし網漁業を除く。)</p> <p>(14) げんじき網漁業 海面においてげんじき網により行う漁業</p> <p>(15) しいらづけ漁業 海面においてしいらづけにより行う漁業(中型まき網漁業を除く。)</p> <p>(16) 潜水器漁業 海面において潜水器(簡易潜水器を含む。)により行う漁業(第 5 号に掲げるさんご漁業を除く。)</p> <p>(17) たこつぼ漁業 海面においてたこつぼにより行う漁業</p> <p>(18) 追込網漁業 海面において追込網により行う漁業</p> <p>(19) 固定式さし網漁業 海面において固定式さし網により行う漁業(第 23 号に掲げる沖合固定式さし網漁業を除く。)</p> <p>(20) 待網漁業 海面において待網により行う漁業</p> <p>(21) かご漁業 海面においてかごにより行う漁業</p> <p>(22) 沖合ごち網漁業 別表の右欄に掲げる海域において左欄に掲げるごち網により行う漁業</p> <p>(23) 沖合固定式さし網漁業 別表の右欄に掲げる海域において左欄に掲げる固定式さし網により行う漁業</p> <p>(24) 小型定置漁業 海面において小型定置により行う漁業</p> <p>(25) 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業</p> <p>(26) 船びき網漁業 海面において船びき網により行う漁業(第 8 号に掲げる機船船びき網漁業を除く。)</p> <p>(27) 地こぎ網漁業 海面において地こぎ網により行う漁業</p> <p>(28) かづら網漁業 海面においてかづら網により行う漁業</p> <p>(29) 飼付漁業 海面において飼付により行う漁業</p> <p>2 前項の許可は、法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業又は前項第 1 号若しくは第 5 号から第 23 号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。</p> <p>(許可を受けた者の責務)</p> <p>第 5 条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。</p> <p>(起業の認可)</p> <p>第 6 条 許可を受けようとする者であって現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。</p>	<p>網を使用するものを除く。以下「しいらづけ漁業」という。)</p> <p>サ 潜水器(簡易潜水器を含む。前号イに規定するさんご漁業の許可を受けて採捕する場合を除く。以下「潜水器漁業」という。)</p> <p>シ たこつぼ(以下「たこつぼ漁業」という。)</p> <p>ス 追込網(以下「追込網漁業」という。)</p> <p>セ 固定式さし網(以下「固定式さし網漁業」という。)</p> <p>ソ 待網(以下「待網漁業」という。)</p> <p>タ かご(以下「かご漁業」という。)</p> <p>チ 小型定置(以下「小型定置漁業」という。)</p> <p>ツ 地びき網(以下「地びき網漁業」という。)</p> <p>テ 船びき網(ウに掲げる漁業の方法を除く。以下「船びき網漁業」という。)</p> <p>ト 地こぎ網(以下「地こぎ網漁業」という。)</p> <p>ナ かづら網(以下「かづら網漁業」という。)</p> <p>ニ 飼付(以下「飼付漁業」という。)</p> <p>(起業の認可)</p> <p>第 20 条 漁業の許可を受けようとする者であって現に船舶又は主な漁具を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶若しくは漁具を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶若しくは漁具を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに許可を要する漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。</p> <p>2 前項の認可を受けようとする者は、船舶ごとに許可を要する漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに、別記様式第 5 号による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 第 7 条第 2 項から第 6 項までの規定は、第 1 項の規定による認可の</p>
--	---	---

<p>第七条 前条の認可（以下「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。</p> <p>2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。</p> <p>（許可又は起業の認可の申請）</p> <p>第八条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は第四条第一項第一号若しくは第三号から第十三号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 知事許可漁業の種類</p> <p>三 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地</p> <p>四 漁具の種類、数及び規模</p> <p>五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数</p> <p>六 その他参考となるべき事項</p> <p>2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>（許可又は起業の認可をしない場合）</p> <p>第九条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。</p> <p>一 申請者が次条第一項に規定する適格性を有する者でない場合</p> <p>二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合</p>	<p>第7条 前条の認可（以下「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。</p> <p>2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。</p> <p>（許可又は起業の認可の申請）</p> <p>第8条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は第4条第1項第1号若しくは第5号から第23号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 知事許可漁業の種類</p> <p>(3) 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地</p> <p>(4) 漁具の種類、数及び規模</p> <p>(5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数</p> <p>(6) その他参考となるべき事項</p> <p>2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>（許可又は起業の認可をしない場合）</p> <p>第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合</p> <p>(2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合</p>	<p>申請に準用する。</p> <p>第21条 知事は、起業の認可を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、次条第1項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可をするものとする。</p> <p>2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日にその効力を失う。</p> <p>（許可の申請）</p> <p>第7条 漁業法第66条第1項の規定及び前条の規定による漁業の許可（以下「漁業の許可」という。）を受けようとする者は、漁業法第66条第1項の規定による漁業及び前条第1号ア、イ及び第2号アからタまでに規定する漁業（以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。）にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、別記様式第5号による申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 住民登録票の抄本（申請人が法人である場合には、定款及び登記簿の抄本）</p> <p>(2) 総トン数20トン以上の船舶を使用する場合には、船舶安全法（昭和8年法律第11号）に基づく船舶検査証書の写し</p> <p>2 第24条の規定により定数が定められた漁業（以下「定数漁業」という。）に係る前項の許可の申請は、知事が定める期間中にしなければならない。ただし、第21条第1項、第26条及び第27条第1項の規定により許可の申請をする場合は、この限りでない。</p> <p>3 知事は、前項の期間を定めたときは、これを公示する。</p> <p>4 前項の公示に係る許可の申請をした者がその後死亡し、合併により解散し、又は分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可の申請をした者の地位を承継する。</p> <p>5 前項の規定により許可の申請をした者の地位を承継した者は、承継の日から3箇月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>6 知事は、第1項各号に掲げる書類のほか、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を命ずることがある。</p> <p>（許可等をしない場合）</p> <p>第22条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。</p> <p>(1) 申請者が次条に規定する適格性を有する者でない場合</p> <p>(2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合</p>
---	--	--

<p>2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。</p> <p>(許可又は起業の認可についての適格性)</p> <p>第十条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。</p> <p>二 暴力団員等であること。</p> <p>三 法人であつて、その役員又は漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。</p> <p>四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。</p> <p>五 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。</p> <p>2 知事は、前項第五号の基準を定め、又は変更しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(新規の許可又は起業の認可)</p> <p>第十一条 知事は、許可(第七条第一項及び第十四条第一項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第十四条第一項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。</p> <p>一 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。)</p> <p>二 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数</p> <p>三 推進機関の馬力数</p> <p>四 操業区域</p> <p>五 漁業時期</p> <p>六 . . .</p> <p>2 前項の申請すべき期間は、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、一月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。</p> <p>3 知事は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべ</p>	<p>2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。</p> <p>(許可又は起業の認可についての適格性)</p> <p>第10条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>(1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。</p> <p>(2) 暴力団員等であること。</p> <p>(3) 法人であつて、その役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。</p> <p>(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。</p> <p>(5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。</p> <p>2 知事は、前項第5号の基準を定め、又は変更しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(新規の許可又は起業の認可)</p> <p>第11条 知事は、許可(第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。</p> <p>(1) 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数</p> <p>(3) 推進機関の馬力数</p> <p>(4) 操業区域</p> <p>(5) 漁業時期</p> <p>(6) 漁業を営む者の資格</p> <p>2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。</p> <p>3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべ</p>	<p>(3) 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認める場合</p> <p>2 知事は、前項第1号又は第2号の規定により許可又は認可をしないときは、あらかじめ、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。</p> <p>4 知事は、第1項第3号の規定により許可又は認可をしないときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>(許可等についての適格性)</p> <p>第23条 漁業の許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>(1) 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。</p> <p>(2) 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。</p> <p>(許可等の定数)</p> <p>第24条 知事は、水産資源の保護培養又は漁業取締りその他漁業調整上必要があると認めるときは、第6条各号に規定する漁業につき及び漁業法第66条第1項に掲げる漁業のうち同条第3項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められた漁業以外の漁業につき、漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度(以下「定数」という。)を定めることがある。</p> <p>2 知事は、前項の定数を定める場合には、あらかじめ関係海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>3 漁業法第66条第3項の規定により、知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められたときは、当該隻数の最高限度は、第1項の規定によって知事が定めた定数とみなす。</p> <p>4 知事は、第1項の定数(前項の規定により知事が定めたとみなされる定数を除く。)を定めたときは、これを公示する。</p> <p>5 第2項及び前項の規定は、第1項の規定により定めた定数を変更する場合に準用する。</p>
--	--	---

<p>き期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。</p> <p>5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第一項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。</p> <p>6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。</p> <p>7 第四項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第一項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第四項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。</p> <p>8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、</p>	<p>き期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。</p> <p>5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。</p> <p>6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。</p> <p>7 第四項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第四項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。</p> <p>8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、</p>	<p>(許可等の基準)</p> <p>第25条 定数漁業に係る許可又は起業の認可の申請が定数を超える場合には、知事は、少なくとも次に掲げる事項を勘案して漁業ごとに許可又は起業の認可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をするものとする。</p> <p>(1) 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図ること。</p> <p>(2) 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図ること。</p> <p>2 知事は、定数漁業に係る許可又は起業の認可の申請のすべてを認めるとすれば当該漁業の定数を超えることとなる場合において、その申請のうち現に当該漁業の許可又は起業の認可を受けている者(当該漁業の許可の有効期間の満了日が第7条第3項(第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあつては、当該許可の有効期間の満了日において当該漁業の許可又は起業の認可を受けていた者)が当該漁業の許可の有効期間(起業の認可を受けており又は受けていた者にあつては、当該起業の認可に係る漁業の許可の有効期間)の満了日の到来のため改めてした申請(船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、当該許可又は起業の認可に係る船舶と同一の船舶又はその代船であつてその総トン数及び馬力数が当該許可又は起業の認可に係る船舶の総トン数及び馬力数を超えないものについてした申請に限る。)があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に対して、他の申請に優先して許可又は起業の認可をするものとする。</p> <p>3 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をするとすれば定数を超えることとなる場合には、前項の規定にかかわらず、少なくとも次に掲げる事項を勘案して許可又は起業の認可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をするものとする。</p> <p>(1) 当該漁業の操業状況</p> <p>(2) 各申請者が当該漁業に依存する程度</p> <p>(3) 船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、前項の規定により許可又は起業の認可をする申請に係る船舶の申請者別隻数</p> <p>4 知事は、第1項又は前項の基準を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>(第7条：許可の申請) (再掲)</p> <p>4 前項の公示に係る許可の申請をした者がその後に死亡し、合併によ</p>
---	---	--

<p>又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。</p> <p>9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>（公示における留意事項）</p> <p>第十二条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第一項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。</p> <p>（許可等の条件）</p> <p>第十三条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。</p> <p>2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。</p> <p>3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> <p>（継続の許可又は起業の認可等）</p> <p>第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。</p> <p>一 許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。第四号において同じ。）を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、そ</p>	<p>又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。</p> <p>9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>（公示における留意事項）</p> <p>第12条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第1項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。</p> <p>（許可等の条件）</p> <p>第13条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。</p> <p>2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。</p> <p>3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> <p>（継続の許可又は起業の認可等）</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。</p> <p>(1) 許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。第4号において同じ。）を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、そ</p>	<p>り解散し、又は分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可の申請をした者の地位を承継する。</p> <p>5 前項の規定により許可の申請をした者の地位を承継した者は、承継の日から3箇月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>（許可等の制限又は条件）</p> <p>第13条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があるときは、漁業の許可又は起業の認可をするにあたり、当該許可又は起業の認可に制限又は条件を付けることがある。</p> <p>（漁業調整等のための許可等の変更、取消し又は操業停止等）</p> <p>第31条 知事は、水産資源の保護培養又は漁業調整のため必要があると認めるときは、漁業の許可若しくは起業の認可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し又は操業を停止させることがある。</p> <p>2 漁業の許可を受けた者が、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。</p> <p>3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係る漁業の全部の許可について行なうことがある。</p> <p>4 知事は、第1項又は第2項の規定による漁業の許可若しくは起業の認可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は操業の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。</p> <p>5 第1項及び第2項の場合は、第29条第2項の規定を準用する。</p> <p>（許可等の特例）</p> <p>第26条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業については、次の各号の一に該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第22条第1項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。</p>
---	--	---

<p>の許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。</p> <p>二 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。</p> <p>三 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。</p> <p>四 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。</p> <p>2 前項第一号の申請は、従前の許可の有効期間の満了日の三月前から一月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないと認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。</p> <p>（許可の有効期間）</p> <p>第十五条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第一項（第一号を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。</p> <p>一 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業及び第四条第一項第○号から第○号までに掲げる漁業 五年</p> <p>二 第四条第一項第○号から第○号までに掲げる漁業 三年</p>	<p>の許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。</p> <p>(2) 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。</p> <p>(3) 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。</p> <p>(4) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。</p> <p>2 前項第1号の申請は、従前の許可の有効期間の満了日の3月前から1月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないと認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。</p> <p>（許可の有効期間）</p> <p>第15条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項（第1号を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。</p> <p>(1) 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業並びに第4条第1項第1号、第3号から第15号まで、第17号から第21号まで及び第24号から第29号までに掲げる漁業 5年</p> <p>(2) 第4条第1項第22号及び第23号に掲げる漁業 3年</p>	<p>(1) 漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間中にその許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合</p> <p>(2) 漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6箇月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合</p> <p>第27条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者が、当該船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請した場合において、その申請が次のいずれかの場合に該当し、かつ、その申請の内容が従前の許可に係る漁業の許可の内容と同一であるときは、第22条第1項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。</p> <p>(1) 漁業の許可を受けた者が、当該漁業の経営の安定又は合理化を図るため、その経営組織を変更して、他の漁業者若しくは漁業従事者と共同して当該漁業を営む場合又はその者若しくはその者の当該漁業に従事する者を主たる構成員若しくは社員とする法人として当該漁業を営む場合その他これらに準ずる場合</p> <p>(2) 漁業の許可を受けた者が、その許可に係る船舶の合計総トン数が別に定めて公示する規模に達しない場合において、その規模に達するため、他の船舶をあわせ使用しようとするとき。</p> <p>(3) その許可又は起業の認可を申請した者が、水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため緊急に転換を図る必要があると認められる漁業であって別に定めて公示するものを営み若しくはこれに従事する者又はこれらを主たる構成員若しくは社員とする法人である場合</p> <p>(4) 当該漁業の従事者が自立して当該漁業を営もうとする場合</p> <p>2 知事は、前項第2号若しくは第3号の規定に基づき別に定め、又はこれを変更しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>（許可の有効期限）</p> <p>第8条 漁業の許可の有効期間は、3年とする。ただし、第26条又は第27条第1項の規定によって許可した場合は、従前の許可の残存期間とする。</p> <p>2 前項の有効期間は、同一の定数漁業については同一の期日に満了するように定めるものとする。</p>
--	--	--

<p>三 第四条第一項第二号に掲げる漁業 一年</p> <p>2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。</p> <p>(変更の許可)</p> <p>第十六条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第十一条第一項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 漁業種類</p> <p>三 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号</p> <p>四 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日</p> <p>五 変更の内容</p> <p>六 変更の理由</p> <p>3 知事は、前項の規定による申請があつた場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>(相続又は法人の合併若しくは分割)</p> <p>第十七条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(許可等の失効)</p> <p>第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。</p>	<p>(3) 第4条第1項第2号及び第16号に掲げる漁業 1年</p> <p>2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。</p> <p>(変更の許可)</p> <p>第16条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第11条第1項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 漁業種類</p> <p>(3) 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号</p> <p>(4) 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日</p> <p>(5) 変更の内容</p> <p>(6) 変更の理由</p> <p>3 知事は、前項の規定による申請があつた場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>(相続又は法人の合併若しくは分割)</p> <p>第17条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(許可等の失効)</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。</p>	<p>3 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、第1項の期間より短い期間を定めることがある。</p> <p>(許可の内容に違反する操業の禁止)</p> <p>第14条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容（船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、漁業種類（当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものをいう。以下同じ。）、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域及び操業期間を、その他の漁業にあつては漁業種類、操業区域及び操業期間をいう。以下同じ。）に違反して当該漁業を営んではない。</p> <p>(許可の内容等の変更許可)</p> <p>第15条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、当該許可又は起業の認可の内容を変更しようとするときは、別記様式第8号による申請書を提出して、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の場合には、第7条第6項の規定を準用する。</p> <p>(相続又は法人の合併若しくは分割)</p> <p>第28条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該漁業の許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、そのことを証する書面を添えて、承継の日から3箇月以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(許可等の失効)</p> <p>第32条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、第28条第1項の規定に基づき承継する場合を除き、その許可又は起業の認可は、その効力を失う。</p>
---	---	---

一 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。

二 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

三 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(休業等の届出)

第十九条 許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(休業による許可の取消し)

第二十条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間休業したときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第二十三条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第百十九条第一項若しくは第二項の規定に基づく命令、法第百二十条第一項の規定による指示、同条第十一項の規定による命令、法第百二十一条第一項の規定による指示又は同条第四項において読み替えて準用する法第百二十条第十一項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第二十一条 許可を受けた者は、次の表の上欄に掲げる知事許可漁業の種類に応じ、それぞれ下欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

知事許可漁業の種類	期限
小型機船底びき網漁業、中型まき網漁業、瀬戸内海機船船びき網漁業及び小型さけ・ます流し網漁業	翌月の十日まで

(1) 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。

(2) 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

(3) 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(休業等の届出)

第19条 許可を受けた者は、1漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(休業による許可の取消し)

第20条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第23条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第119条第1項若しくは第2項の規定に基づく命令、法第120条第1項の規定による指示、同条第11項の規定による命令、法第121条第1項の規定による指示又は同条第4項において読み替えて準用する法第120条第11項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第1項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第21条 許可を受けた者は、次の表の左欄に掲げる知事許可漁業の種類に応じ、それぞれ右欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

知事許可漁業の種類	期限
沖合ごち網漁業及び沖合固定式さし網漁業	翌月の10日まで
もじゃこ漁業	漁業時期の終了後10日以内

2 漁業の許可を受けた者が当該漁業を廃止したときは、その許可は、その効力を失う。

3 船舶ごとに許可を要する漁業の許可又は起業の認可で、次の各号の一に該当するものは、その効力を失う。

(1) 漁業の許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止したとき。

(2) 漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

(3) 漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

(第30条)

4 漁業の許可を受けた者が1漁業時期以上休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

5 漁業の許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

第30条 知事は、漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた日から6箇月間又は引き続き1年間休業したときは、その許可を取り消すことがある。

2 漁業の許可を受けた者の責めに帰すべき理由による場合を除き、次条第1項若しくは第50条の規定に基づく処分又は漁業法第67条第1項の規定に基づく指示、同条第11項の規定に基づく命令、同法第68条第1項の規定に基づく指示若しくは同条第4項において読み替えて準用する同法第67条第11項の規定に基づく命令により操業を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第1項の場合には、前条第2項の規定を準用する。

(漁獲成績報告書の提出)

第60条 漁業の許可を受けた者は、漁業法第66条第1項の規定及び第6条の規定による漁業ごとに、次の表に掲げる漁獲成績報告書を同表に定める提出期限までに知事に提出しなければならない。

漁業種類	報告書の種類	提出期限
中型まき網漁業のうちいわし、あじ、さばまき網漁業	毎年の漁獲成績報告書	翌年の1月10日

うなぎ稚魚漁業	漁業時期の終了後三十日以内	上記以外の知事許可漁業	漁業時期の終了後 30 日以内	小型機船底びき網漁業のうち手繰第 2 種えびこぎ網漁業	毎年の漁獲成績報告書	翌年の 1 月 20 日
〇〇漁業	当該航海終了後三十日以内			ごち網漁業(操業区域を北緯 33 度 30 分 12 秒以北の東経 128 度 29 分 52 秒の線及び北緯 33 度 30 分 12 秒、東経 128 度 29 分 52 秒の点と北緯 32 度 30 分 12 秒、東経 127 度 59 分 52 秒の点とを結んだ直線並びに北緯 32 度 30 分 12 秒以南の東経 127 度 59 分 52 秒の線以西の海域とするものに限る)	毎月の漁獲成績報告書	翌月の 10 日
〇〇漁業	翌月の十日まで			固定式さし網漁業(操業区域を北緯 33 度 30 分 12 秒以北の東経 128 度 29 分 52 秒の線及び北緯 33 度 30 分 12 秒、東経 128 度 29 分 52 秒の点と北緯 32 度 30 分 12 秒、東経 127 度 59 分 52 秒の点とを結んだ直線並びに北緯 32 度 30 分 12 秒以南の東経 127 度 59 分 52 秒の線以西の海域とするものに限る)	毎月の漁獲成績報告書	翌月の 10 日
2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。		2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。		もじゃこ漁業	漁業期間終了後の漁獲成績報告書	採捕終了月の翌月の 10 日
一 許可を受けた者の氏名(法人にあっては、その名称)		(1) 許可を受けた者の氏名(法人にあっては、その名称)		2 前項の漁獲成績報告書の様式は、知事が別に定めて公示する。		
二 許可番号		(2) 許可番号		(許可等の取消し)		
三 報告の対象となる期間		(3) 報告の対象となる期間		第 29 条 知事は、漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第 23 条に規定する適格性を有する者でなくなったときは、その許可又は起業の認可を取り消すものとする。		
四 漁獲量その他の漁業生産の実績		(4) 漁獲量その他の漁業生産の実績		2 知事は、前項の規定による漁業の許可又は起業の認可の取消しをするときは、あらかじめ、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。		
五 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況		(5) 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況		(漁業調整等のための許可等の変更、取消し又は操業停止等)(再掲)		
六 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況		(6) 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況		第 31 条 知事は、水産資源の保護培養又は漁業調整のため必要があると認めるときは、漁業の許可若しくは起業の認可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し又は操業を停止させることがある。		
七 その他必要な事項		(7) その他必要な事項		2 漁業の許可を受けた者が、漁業に関する法令の規定又はこれらの規		
(適格性の喪失等による許可等の取消し等)		(適格性の喪失等による許可等の取消し等)				
第二十二條 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第九條第一項第二号又は第十條第一項各号のいずれかに該当することとなったときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。		第 22 条 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第 9 条第 1 項第 2 号又は第 10 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなったときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。				
2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。		2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。				
3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。		3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。				
4 第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。		4 第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。				
(公益上の必要による許可等の取消し等)		(公益上の必要による許可等の取消し等)				
第二十三條 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。		第 23 条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。				
2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準		2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準				

<p>用する。</p> <p>(許可証の交付)</p> <p>第二十四条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。</p> <p>一 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 漁業種類</p> <p>三 操業区域及び漁業時期</p> <p>四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数</p> <p>五 許可の有効期間</p> <p>六 条件</p> <p>七 その他参考となるべき事項</p> <p>(許可証の備付け等の義務)</p> <p>第二十五条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。）に携帯させなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。</p> <p>3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。</p> <p>(許可証の譲渡等の禁止)</p> <p>第二十六条 許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>(許可証の書換え交付の申請)</p> <p>第二十七条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p>	<p>用する。</p> <p>(許可証の交付)</p> <p>第24条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。</p> <p>(1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 漁業種類</p> <p>(3) 操業区域及び漁業時期</p> <p>(4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数</p> <p>(5) 許可の有効期間</p> <p>(6) 条件</p> <p>(7) その他参考となるべき事項</p> <p>(許可証の備付け等の義務)</p> <p>第25条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。）に携帯させなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。</p> <p>3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。</p> <p>(許可証の譲渡等の禁止)</p> <p>第26条 許可を受けた者は、許可証又は前条第2項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>(許可証の書換え交付の申請)</p> <p>第27条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p>	<p>定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。</p> <p>3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係る漁業の全部の許可について行なうことがある。</p> <p>4 知事は、第1項又は第2項の規定による漁業の許可若しくは起業の認可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は操業の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。</p> <p>5 第1項及び第2項の場合は、第29条第2項の規定を準用する。</p> <p>(許可証の交付)</p> <p>第9条 知事は、漁業の許可をしたときは、当該申請者に別記様式第6号の許可証を交付する。</p> <p>(許可証の携帯義務)</p> <p>第10条 漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。</p> <p>2 許可証の書換え申請その他の理由により、許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、前項の規定にかかわらず、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させればよい。</p> <p>3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを返納しなければならない。</p> <p>(許可証の譲渡等の禁止)</p> <p>第11条 漁業の許可を受けた者は、許可証又は前条第2項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>(許可証の書換え交付の申請)</p> <p>第16条 漁業の許可を受けた者は、許可証の記載事項（漁業種類、操業区域及び操業期間に係るものを除く。）に変更が生じたときは、すみやかに（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき、又は機関換装の終わったとき）、別記様式第9号による申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。</p>
---	---	---

<p>二 漁業種類 三 許可を受けた年月日及び許可番号 四 書換えの内容 五 書換えを必要とする理由</p> <p>(許可証の再交付の申請) 第二十八条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。</p> <p>(許可証の書換え交付及び再交付) 第二十九条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。 一 第十三条第二項の規定により許可若しくは起業の認可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。 二 第十六条第一項の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。 三 第十七条第二項の規定による届出があったとき。 四 第二十二条第二項又は第二十三条第一項の規定により、許可を変更したとき。 五 第二十七条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。</p> <p>(許可証の返納) 第三十条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。 2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前二項の手続をしなければならない。</p> <p>(許可番号を表示しない船舶の使用禁止) 第三十一条 許可を受けた者（第四条第一項第○号及び第○号に掲げる漁業の許可を受けた者を除く。次項において同じ。）は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部に別記様式第一号による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。 2 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。</p>	<p>(2) 漁業種類 (3) 許可を受けた年月日及び許可番号 (4) 書換えの内容 (5) 書換えを必要とする理由</p> <p>(許可証の再交付の申請) 第 28 条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。</p> <p>(許可証の書換え交付及び再交付) 第 29 条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。 (1) 第 13 条第 2 項の規定により許可に条件を付け、又は同条第 1 項若しくは第 2 項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。 (2) 第 16 条第 1 項の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。 (3) 第 17 条第 2 項の規定による届出があったとき。 (4) 第 22 条第 2 項又は第 23 条第 1 項の規定により、許可を変更したとき。 (5) 第 27 条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。</p> <p>(許可証の返納) 第 30 条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。 2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前 2 項の手続をしなければならない。</p> <p>(許可番号を表示しない船舶の使用禁止) 第 31 条 小型機船底びき網漁業、ごち網漁業又は沖合ごち網漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部に別記様式第 1 号による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。 2 小型機船底びき網漁業、ごち網漁業及び沖合ごち網漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。</p>	<p>(許可証の再交付の申請) 第 17 条 漁業の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、すみやかにその理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。</p> <p>(許可証の書換え交付及び再交付) 第 18 条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。 (4) 第 31 条第 1 項の規定により漁業の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき。 (1) 第 15 条の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。 (3) 第 28 条第 2 項の規定による届出があったとき。 (2) 第 16 条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。</p> <p>(許可証の返納及び許可番号の抹消) 第 19 条 漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかにその許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。 2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。 3 第 1 項の場合において、小型機船底びき網漁業又はごち網漁業の許可を受けた者は、すみやかに第 12 条の規定によりした表示を消さなければならない。 4 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は合併後存続する法人、合併によって成立した法人若しくは清算人が前 3 項の手続きをしなければならない。</p> <p>(許可番号の表示) 第 12 条 小型機船底びき網漁業又はごち網漁業の許可を受けた者は、船舶の外部の両舷側の中央部に別記様式第 7 号による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。</p>
--	--	--

<p>(特定の漁業の許可)</p> <p>第三十二条 漁業生産力の発展に特に寄与すると知事が認める試験研究又は新技術の企業化のために、次に掲げる漁業を営もうとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 ○○漁業・・・</p> <p>二 ○○漁業・・・</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、同項各号に掲げる漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二 漁業の種類</p> <p>三 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地</p> <p>四 漁具の種類、数及び規模</p> <p>五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数</p> <p>六 その他参考となるべき事項</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、第一項の許可をしてはならない。</p> <p>一 第九条第一項第二号に該当する場合</p> <p>二 申請者が第十条第一項各号のいずれかに該当する者である場合</p> <p>三 漁業調整のため必要があると認める場合</p> <p>4 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、第一項の許可をするに当たり、許可に条件を付けることができる。</p> <p>5 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、第一項の許可後、当該許可に条件を付けることができる。</p> <p>6 第一項の許可の有効期間は、漁業の種類ごとに三年を超えない範囲内において知事が定めるものとする。</p> <p>7 知事は、第一項の許可を受けた者が第九条第一項第二号又は第十条第一項各号のいずれかに該当することとなったときは、当該許可を取り消さなければならない。</p> <p>8 知事は、第一項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、当該許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。</p> <p>9 第一項の許可を受けた者は、第二十一条第二項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p> <p>10 前項に定めるもののほか、同項の規定による報告に関し必要な事項は、知事が定めるものとする。</p> <p>11 第八条第二項、第二十三条第一項及び第二十四条から第三十条までの規定は、第一項の許可について準用する。</p> <p>第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置 (漁業の禁止)</p> <p>第三十三条 何人も、次に掲げる漁業を営んではならない。</p> <p>一 次に掲げる水産動植物の採捕を目的として営む漁業 イ ○○(以下「○○漁業」という。)</p>	<p>第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置 (漁業の禁止)</p> <p>第32条 何人も、次に掲げる漁業の方法により営む漁業を営んではならない。</p> <p>(1) 空つりこぎ</p>	<p>第三章 水産資源の保護培養及び漁業の取締り等 (漁業の禁止)</p> <p>第37条 次に掲げる漁業の方法により営む漁業は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、営んではならない。</p>
--	---	---

<p>ロ ○○（以下「○○漁業」という。）</p> <p>二 次に掲げる漁業の方法により営む漁業</p> <p>イ 沖縄式追込網（以下「沖縄式追込網漁業」という。）</p> <p>ロ 空釣こぎ（以下「空釣こぎ漁業」という。）</p> <p>（内水面における水産動植物の採捕の許可）</p> <p>第三十四条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 やな</p> <p>二 まき網</p> <p>三 打瀬網</p> <p>四 す建網</p> <p>五 刺し網</p> <p>六 建干網</p> <p>七 石かま漁法（石倉漁法を含む。）</p> <p>八 鵜飼漁法</p> <p>九 ……</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。</p> <p>一 第四条第一項又は第三十二条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合</p> <p>二 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合</p> <p>三 法第七十条第一項の遊漁規則に基づいて採捕する場合</p> <p>3 第一項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 採捕の種類</p> <p>三 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類</p> <p>四 漁具の数及び規模</p> <p>五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数</p> <p>六 採捕に従事する者の氏名及び住所</p> <p>七 その他参考となるべき事項</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。</p> <p>一 申請者が第十条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する者である場合</p> <p>二 漁業調整のため必要があると認める場合</p> <p>5 採捕の許可の有効期間は、三年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、三年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。</p> <p>6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、</p>	<p>(2) 空つりなわ</p> <p>(3) 羽瀬</p> <p>(4) 沖縄式追込網（別名廻し高網）</p>	<p>(1) 空釣こぎ</p> <p>(2) 空釣なわ</p> <p>(3) 羽瀬</p> <p>(4) 沖縄式追込網（別名廻し高網）</p>
---	--	---

その効力を失う。

7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第十三項において準用する第二十三条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第二百二十条第一項の規定による指示若しくは同条第十一項の規定による命令により第一項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- 一 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 採捕に従事する者の氏名及び住所
- 三 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
- 四 許可の有効期間
- 五 条件
- 六 その他参考となるべき事項

10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。

11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。

12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

13 第八条第二項、第九条第二項及び第三項、第十三条、第二十条第三項、第二十二條、第二十三條並びに第二十六條から第三十條までの規定は、採捕の許可について準用する。

（保護水面における採捕の禁止）

第三十五条 何人も、次の表の上欄に掲げる保護水面（水産資源保護法第十八条第一項の規定によって指定されたものをいう。）の区域において、同表の中欄に掲げる期間中、それぞれ同表の下欄に掲げる水産動植物を採捕してはならない。

保護水面の区域	禁止期間	水産動植物
次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた水面	○月○日から ○月○日まで	全ての水産動植物
ア 北緯○○度○○分○○秒東経 ○○度○○分○○秒の点		
イ 北緯○○度○○分○○秒東経		

〇〇度〇〇分〇〇秒の点 ウ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点 エ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点		
次に掲げるア及びイの点を結んだ線から上流の〇〇川本流の水面 ア 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点 イ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点	〇月〇日から 〇月〇日まで	〇〇〇

(禁止期間)

第三十六条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の下欄に掲げる期間中、採捕してはならない。ただし、第四条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて内水面において採捕する場合又は第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動植物	禁止期間
あゆ	一月一日から五月三十一日まで
しらうお	〇月〇日から〇月〇日まで
あかがい	〇月〇日から〇月〇日まで
たいらぎ	〇月〇日から〇月〇日まで
なまこ	〇月〇日から〇月〇日まで
てんぐさ	〇月〇日から〇月〇日まで
わかめ	〇月〇日から〇月〇日まで
・・・	・・・

2 前項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(禁止期間等)

第33条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業を内容とする組合員行使権に基づいて種苗としてなまこを採捕する場合は、この限りでない。

水産動物	禁止期間
あわび(殻長10センチメートルを超えるものに限る。)	11月1日から12月20日まで
たいらぎ(殻の最長径15センチメートルを超えるものに限る。)	6月1日から9月30日まで
いせえび(体長15センチメートルを超えるものに限る。)	5月21日から8月20日まで
なまこ	4月1日から10月31日まで
あゆ	1月1日から5月31日まで
べにずわいがに	7月1日から8月31日まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

第34条 何人も、次の表の左欄に掲げる漁業は、同表の中欄に掲げる期間中は、同表右欄に掲げる区域において操業してはならない。

漁業種類	禁止期間	禁止区域
手繰第2種えびこぎ網漁業	3月1日から4月30日まで及び8月16日から10月31日まで	有明海(次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。以下同じ。) 1 南島原市口之津町瀬詰崎(早崎鼻)から熊本県天草市五和町天神山に至る直線 2 熊本県天草市染岳から同市高

(禁止期間)

第34条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に規定する期間は、これを採捕してはならない。

名称	禁止期間
あわび	11月1日から12月20日まで
たいらぎ	6月1日から9月30日まで
いせえび	5月21日から8月20日まで
なまこ	4月1日から10月31日まで
あゆ	1月1日から5月31日まで
べにずわいがに	7月1日から8月31日まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

第35条 次の表の左欄に掲げる漁業は、同表の中欄に掲げる期間中は、同表右欄に掲げる区域において操業してはならない。ただし、自家用餌料びき網漁業、貝こぎ網漁業及びなまここぎ網漁業については、この限りでない。

漁業の種類	禁止期間	禁止区域
小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種漁業	3月1日から4月30日まで及び8月16日から10月31日まで	有明海(次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。以下同じ。) 1 南島原市口之津町瀬詰崎(早崎鼻)から熊本県天草市五和町

--	--	--	--

(全長等の制限)

第三十七条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動植物であって、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。ただし、第四条第一項第一号に掲げるもじゃこ漁業若しくは同項第二号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合又は第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動植物	大きさ
うなぎ	全長三十センチメートル以下
こい	全長〇〇センチメートル以下
ぶり	全長十五センチメートル以下
あさり	殻長〇〇センチメートル以下
さざえ	殻長〇〇センチメートル以下
・・・	・・・

- 何人も、内水面において、いわな、さけ、ます（にじますを除く。）又はにじますの産んだ卵を採捕してはならない。
- 前二項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(漁具漁法の制限及び禁止)

第三十八条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- 水中に電流を通じてする漁法
- 動力を利用する瀬干漁法
- ・・・

第三十九条 次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具又は漁法	範囲
建干網	網目 十五センチメートルにつき〇節以下

		松山三角点（124. 65メートル）に至る直線	
		3 熊本県天草市有明町恵比須鼻から上天草市大矢野岳に至る直線	
		4 熊本県上天草市三角灯台から宇城市中神島を経て同市三角岳に至る直線	

(全長等の制限)

第35条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物であって、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。ただし、もじゃこをとることを目的とする中型まき網漁業、第4条第1項第1号に掲げるもじゃこ漁業若しくは同項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合又は第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗としてあさりを採捕する場合は、この限りでない。

水産動物	大きさ
あわび	殻長 10センチメートル以下
さざえ	殻蓋長径 2.5センチメートル以下
たいらぎ	殻の最長径 15センチメートル以下
あさり	殻長 2センチメートル以下
はまぐり	殻長 3センチメートル以下
もがい	殻長 3センチメートル以下
いせえび	体長 15センチメートル以下
まだこ	体重 100グラム以下
うなぎ	全長 21センチメートル以下
ぶり	全長 15センチメートル以下

- 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(漁具漁法の制限及び禁止)

第36条 何人も、水中に電流を通じてする漁法により水産動物を採捕してはならない。

第37条 小型機船底びき網漁業に使用する漁具は、次の表に掲げる範囲内でなければならない。

		天神山に至る直線	
		2 熊本県天草市染岳から同市高松山三角点（124. 65メートル）に至る直線	
		3 熊本県天草市有明町恵比須鼻から上天草市大矢野岳に至る直線	
		4 熊本県上天草市三角灯台から宇城市中神島を経て同市三角岳に至る直線	

(体長等の制限)

第36条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に規定する大きさのものは、これを採捕してはならない。ただし、もじゃこ漁業の許可に基づいて採捕する場合又はもじゃこ（全長15センチメートル以下のぶりの稚魚）を目的として漁業法第66条第1項に規定する中型まき網漁業の許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

名称	大きさ
あわび	殻長 10センチメートル以下
さざえ	殻蓋長径 2.5センチメートル以下
たいらぎ	殻の最長径 15センチメートル以下
あさり	殻長 2センチメートル以下
はまぐり	殻長 3センチメートル以下
もがい	殻長 3センチメートル以下
いせえび	体長 15センチメートル以下
まだこ	体重 100グラム以下
うなぎ	全長 21センチメートル以下
ぶり	全長 15センチメートル以下

- 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(漁具又は漁法の制限及び禁止)

第38条 水中に電流を通じてする漁法により水産動物を採捕してはならない。

第39条 小型機船底びき網漁業に使用する漁具は、次の表に掲げる範囲内でなければならない。

す建、す干	すの間隔 ○○センチメートル以上	<table border="1"> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>ビームの幅</th> <th>同時に使用する漁具の数</th> <th>袋網の目合</th> </tr> <tr> <td>手繰第2種えびこぎ網漁業</td> <td></td> <td></td> <td>15センチメートルにつき16節以下</td> </tr> <tr> <td>手繰第2種自家用餌料びき網漁業</td> <td>4.6メートル以下</td> <td>1統</td> <td></td> </tr> </table>	漁業の種類	ビームの幅	同時に使用する漁具の数	袋網の目合	手繰第2種えびこぎ網漁業			15センチメートルにつき16節以下	手繰第2種自家用餌料びき網漁業	4.6メートル以下	1統		<table border="1"> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>ビームの幅</th> <th>同時に使用する漁具の数</th> <th>袋網の目合</th> </tr> <tr> <td>手繰第2種漁業のうちえびこぎ網漁業</td> <td></td> <td></td> <td>15センチメートルにつき16節以下</td> </tr> <tr> <td>手繰第2種漁業のうち自家用餌料びき網漁業</td> <td>4.6メートル以下</td> <td>1統</td> <td></td> </tr> </table>	漁業の種類	ビームの幅	同時に使用する漁具の数	袋網の目合	手繰第2種漁業のうちえびこぎ網漁業			15センチメートルにつき16節以下	手繰第2種漁業のうち自家用餌料びき網漁業	4.6メートル以下	1統	
漁業の種類	ビームの幅		同時に使用する漁具の数	袋網の目合																							
手繰第2種えびこぎ網漁業				15センチメートルにつき16節以下																							
手繰第2種自家用餌料びき網漁業	4.6メートル以下		1統																								
漁業の種類	ビームの幅		同時に使用する漁具の数	袋網の目合																							
手繰第2種漁業のうちえびこぎ網漁業				15センチメートルにつき16節以下																							
手繰第2種漁業のうち自家用餌料びき網漁業	4.6メートル以下		1統																								
○○をとることを目的とする桁	幅 ○○センチメートル以下 爪の間隔 ○○センチメートル以上																										
○○をとることを目的とする○○網	網目 十五センチメートルにつき○節以下 (もじ網にあつては五十センチメートルにつき○○以下)																										
自家用釣餌料をとることを目的とする小型機船底びき網	ビームの長さ ○○センチメートル以下																										
○○をとることを目的とする流し網	網目 十五センチメートルにつき○節以下 反数 ○○反以下																										
四手網	網目 十五センチメートルにつき○節以下																										
地びき網	袖網の長さ ○○メートル以下																										
<p>(禁止区域等)</p> <p>第四十条 何人も、次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。</p> <p>一 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた水面</p> <p>ア 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分○○秒の点</p> <p>イ 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分○○秒の点</p> <p>ウ 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分○○秒の点</p> <p>エ 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分○○秒の点</p> <p>二 ……</p>		<p>(禁止漁具の積載禁止)</p> <p>第38条 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第75条第2項に規定する網口開口板は、小型機船底びき網漁業に使用する目的をもって船舶に積み込んでではない。</p> <p>(禁止区域等)</p> <p>第39条 何人も、次の表の左欄に掲げる漁業は、それぞれ同表右欄に掲げる区域内においては、操業してはならない。ただし、手繰第2種漁業のうち自家用餌料びき網漁業、貝こぎ網漁業及びなまここぎ網漁業については、この限りでない。</p> <table border="1"> <tr> <th>対象となる漁業</th> <th>禁止区域</th> </tr> <tr> <td>中型まき網漁業(網船が総トン数15トン以上の動力船であるものに限る。)</td> <td>1 伊万里湾(松浦市津崎鼻から同市青島北端、同市黒島北端及び同市鷹島町阿翁鼻を経て佐賀県唐津市大崎に至る線内の海面をいう。以下同じ。) 2 有川湾(南松浦郡新上五島町頭島東北端から同町前島を経て同町津和崎に至る線内の海面をいう。) 3 橘湾(南島原市口之津町瀬詰崎(早崎鼻)と長崎市樺島南端とを結ぶ線内の海面をいう。以下同じ。)のうち南島原市口之津町瀬詰崎(早崎鼻)と長崎市岳尾鼻とを結ぶ線以北の海面 4 有明海 5 大村湾(西海市西海町金比羅山頂上と佐世保市高後崎とを結ぶ線内の海面をいう。以下同じ。)</td> </tr> <tr> <td>小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種漁業</td> <td>1 大村湾で次のアとイ及びウとエの各点をそれぞれ結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海面以外の海面 ア 西海市魚釣崎東端 イ 佐世保市針尾東町明星鼻南端 ウ 佐世保市指方町赤子波止付根</td> </tr> </table>		対象となる漁業	禁止区域	中型まき網漁業(網船が総トン数15トン以上の動力船であるものに限る。)	1 伊万里湾(松浦市津崎鼻から同市青島北端、同市黒島北端及び同市鷹島町阿翁鼻を経て佐賀県唐津市大崎に至る線内の海面をいう。以下同じ。) 2 有川湾(南松浦郡新上五島町頭島東北端から同町前島を経て同町津和崎に至る線内の海面をいう。) 3 橘湾(南島原市口之津町瀬詰崎(早崎鼻)と長崎市樺島南端とを結ぶ線内の海面をいう。以下同じ。)のうち南島原市口之津町瀬詰崎(早崎鼻)と長崎市岳尾鼻とを結ぶ線以北の海面 4 有明海 5 大村湾(西海市西海町金比羅山頂上と佐世保市高後崎とを結ぶ線内の海面をいう。以下同じ。)	小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種漁業	1 大村湾で次のアとイ及びウとエの各点をそれぞれ結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海面以外の海面 ア 西海市魚釣崎東端 イ 佐世保市針尾東町明星鼻南端 ウ 佐世保市指方町赤子波止付根	<p>(禁止漁具の積載禁止)</p> <p>第39条の2 小型機船底びき網漁業取締規則第4条第2項に規定する網口開口板は、小型機船底びき網漁業に使用する目的をもって船舶に積み込んでではない。</p> <p>(禁止区域)</p> <p>第40条 次の表の左欄に掲げる漁業は、それぞれ同表右欄に掲げる区域内においては、操業してはならない。ただし、手繰第2種漁業のうち自家用餌料びき網漁業、貝こぎ網漁業及びなまここぎ網漁業については、この限りでない。</p> <table border="1"> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>禁止区域</th> </tr> <tr> <td>中型まき網漁業(網船が総トン数15トン以上の動力船であるものに限る。)</td> <td>1 伊万里湾(松浦市津崎鼻から同市青島北端、黒島北端及び松浦市鷹島町阿翁鼻を経て佐賀県唐津市大崎に至る線内の海面をいう。以下同じ。) 2 有川湾(南松浦郡新上五島町頭島東北端から同町前島を経て同町津和崎に至る線内の海面をいう。) 3 橘湾(南島原市口之津町瀬詰崎(早崎鼻)と長崎市樺島南端とを結ぶ線内の海面をいう。以下同じ。)のうち南島原市口之津町瀬詰崎(早崎鼻)と長崎市岳尾鼻とを結ぶ線以北の海面 4 有明海 5 大村湾(西海市西海町金比羅山頂上と佐世保市高後崎とを結ぶ線内の海面をいう。以下同じ。)</td> </tr> <tr> <td>小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種漁業</td> <td>1 大村湾で次のアとイ及びウとエの各点をそれぞれ結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海面以外の海面 ア 西海市魚釣崎東端 イ 佐世保市針尾東町明星鼻南端 ウ 佐世保市指方町赤子波止付根</td> </tr> </table>		漁業の種類	禁止区域	中型まき網漁業(網船が総トン数15トン以上の動力船であるものに限る。)	1 伊万里湾(松浦市津崎鼻から同市青島北端、黒島北端及び松浦市鷹島町阿翁鼻を経て佐賀県唐津市大崎に至る線内の海面をいう。以下同じ。) 2 有川湾(南松浦郡新上五島町頭島東北端から同町前島を経て同町津和崎に至る線内の海面をいう。) 3 橘湾(南島原市口之津町瀬詰崎(早崎鼻)と長崎市樺島南端とを結ぶ線内の海面をいう。以下同じ。)のうち南島原市口之津町瀬詰崎(早崎鼻)と長崎市岳尾鼻とを結ぶ線以北の海面 4 有明海 5 大村湾(西海市西海町金比羅山頂上と佐世保市高後崎とを結ぶ線内の海面をいう。以下同じ。)	小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種漁業	1 大村湾で次のアとイ及びウとエの各点をそれぞれ結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海面以外の海面 ア 西海市魚釣崎東端 イ 佐世保市針尾東町明星鼻南端 ウ 佐世保市指方町赤子波止付根										
対象となる漁業	禁止区域																										
中型まき網漁業(網船が総トン数15トン以上の動力船であるものに限る。)	1 伊万里湾(松浦市津崎鼻から同市青島北端、同市黒島北端及び同市鷹島町阿翁鼻を経て佐賀県唐津市大崎に至る線内の海面をいう。以下同じ。) 2 有川湾(南松浦郡新上五島町頭島東北端から同町前島を経て同町津和崎に至る線内の海面をいう。) 3 橘湾(南島原市口之津町瀬詰崎(早崎鼻)と長崎市樺島南端とを結ぶ線内の海面をいう。以下同じ。)のうち南島原市口之津町瀬詰崎(早崎鼻)と長崎市岳尾鼻とを結ぶ線以北の海面 4 有明海 5 大村湾(西海市西海町金比羅山頂上と佐世保市高後崎とを結ぶ線内の海面をいう。以下同じ。)																										
小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種漁業	1 大村湾で次のアとイ及びウとエの各点をそれぞれ結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海面以外の海面 ア 西海市魚釣崎東端 イ 佐世保市針尾東町明星鼻南端 ウ 佐世保市指方町赤子波止付根																										
漁業の種類	禁止区域																										
中型まき網漁業(網船が総トン数15トン以上の動力船であるものに限る。)	1 伊万里湾(松浦市津崎鼻から同市青島北端、黒島北端及び松浦市鷹島町阿翁鼻を経て佐賀県唐津市大崎に至る線内の海面をいう。以下同じ。) 2 有川湾(南松浦郡新上五島町頭島東北端から同町前島を経て同町津和崎に至る線内の海面をいう。) 3 橘湾(南島原市口之津町瀬詰崎(早崎鼻)と長崎市樺島南端とを結ぶ線内の海面をいう。以下同じ。)のうち南島原市口之津町瀬詰崎(早崎鼻)と長崎市岳尾鼻とを結ぶ線以北の海面 4 有明海 5 大村湾(西海市西海町金比羅山頂上と佐世保市高後崎とを結ぶ線内の海面をいう。以下同じ。)																										
小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種漁業	1 大村湾で次のアとイ及びウとエの各点をそれぞれ結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海面以外の海面 ア 西海市魚釣崎東端 イ 佐世保市針尾東町明星鼻南端 ウ 佐世保市指方町赤子波止付根																										

		<p>エ 佐世保市長畑町萱原大村波止付根</p> <p>2 橋湾で次のアからエまでの各点を順次結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海面以外の海面</p> <p>ア 長崎市木場崎突端</p> <p>イ 長崎市木場崎突端から熊本県天草市魚貫崎突端に至る線と南島原市口之津町瀬詰崎(早崎鼻)から長崎市樺島南端に至る線との交点</p> <p>ウ 南島原市口之津町瀬詰崎(早崎鼻)から長崎市樺島南端に至る線と諫早市蓮華石山頂上から熊本県天草郡苓北町牡蛎瀬崎突端に至る線との交点</p> <p>エ 南島原市加津佐町権田鼻</p> <p>3 有明海で次のアからカまでの各点を順次結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海面とア、イを結んだ直線及びその延長線以北の海面並びにカ、オを結んだ直線及びその延長線以南の海面</p> <p>ア 島原市有明町管鼻突端</p> <p>イ アから熊本県金峰山頂上に至る線上アから3,000メートルの点</p> <p>ウ 島原市島原灯台から90度3,000メートルの点</p> <p>エ 島原市安中辛木崎から90度3,000メートルの点</p> <p>オ 南島原市布津町大崎鼻から東経130度28分22秒、北緯32度41分42秒(網田の瀬)に至る線上同鼻から3,000メートルの点</p> <p>カ 南島原市布津町大崎鼻突端</p>		<p>エ 佐世保市長畑町萱原大村波止付根</p> <p>2 橋湾で次のアからエまでの各点を順次結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海面以外の海面</p> <p>ア 長崎市木場崎突端</p> <p>イ 長崎市木場崎突端から熊本県天草市魚貫崎突端に至る線と南島原市口之津町瀬詰崎(早崎鼻)から長崎市樺島南端に至る線との交点</p> <p>ウ 南島原市口之津町瀬詰崎(早崎鼻)から長崎市樺島南端に至る線と諫早市蓮華石山頂上から熊本県天草郡苓北町牡蛎瀬崎突端に至る線との交点</p> <p>エ 南島原市加津佐町権田鼻</p> <p>3 有明海で次のアからカまでの各点を順次結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海面とア、イを結んだ直線及びその延長線以北の海面並びにカ、オを結んだ直線及びその延長線以南の海面</p> <p>ア 島原市有明町管鼻突端</p> <p>イ アから熊本県金峰山頂上に至る線上アから3,000メートルの点</p> <p>ウ 島原市島原灯台から90度3,000メートルの点</p> <p>エ 島原市安中辛木崎から90度3,000メートルの点</p> <p>オ 南島原市布津町大崎鼻から東経130度28分22秒、北緯32度41分42秒(網田の瀬)に至る線上同鼻から3,000メートルの点</p> <p>カ 南島原市布津町大崎鼻突端</p>
	<p>いかつり漁業(総トン数20トン以上の動力船であるものに限る。)</p>	<p>長崎県の最大高潮時海岸線から12海里以内の海面</p>	<p>いかつり漁業(総トン数20トン以上の動力船であるものに限る。)</p>	<p>長崎県の最大高潮時海岸線から12海里以内の海面</p>

第四十一条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動植物	禁止期間	禁止区域
一 あゆ	十月一日から十二月三十一日まで	内水面
二 いわな (全長〇〇センチメートルまで)	十月一日から翌年三月三十一日	内水面

下のものに 限る。)				
三 さけ	周年	内水面		
四 たい(全 長〇〇セン チメートル 以下のもの に限る。)	〇月〇日から〇 月〇日まで	海面		
五 にじます (全長〇〇 センチメー トル以下の ものに限 る。)	〇月〇日から〇 月〇日まで	内水面		
六 ます(に じますを除 き、全長〇 〇センチメ ートル以下 のものに限 る。)	〇月〇日から〇 月〇日まで	内水面		
七 いせえび (体長〇〇 センチメー トル以下の ものに限 る。)	周年	海面		
八 いせえび (体長〇〇 センチメー トルを超え るものに限 る。)	九月一日から九 月三十日まで	次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの 各点を順次結んだ線によって囲ま れた水面 ア 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点 イ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点 ウ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点 エ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点		
九 あわび (殻長〇〇 センチメー トル以下の ものに限 る。)	周年	海面		

十 あわび (殻長〇〇センチメートルを超えるものに限る。)	〇月〇日から〇月〇日まで	海面
十一 はまぐり (殻長〇〇センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
十二 はまぐり (殻長〇〇センチメートルを超えるものに限る。)	〇月〇日から〇月〇日まで	海面
十三 ほたてがい 〇月〇日から〇月〇日まで	〇月〇日から〇月〇日まで	次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた水面 ア 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点 イ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点 ウ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点 エ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点
...	...	...

2 第四条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて内水面において採捕する場合又は第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、前項の表の第〇号から第〇号までの規定は適用しない。

3 第一項の表の第〇号の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(河口付近における採捕の制限)

第四十二条 何人も、次の表の第一欄に掲げる河川の河口付近であって同表の第二欄に掲げる区域において、同表の第三欄に掲げる漁具又は漁法により、同表の第四欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

河川名	禁止区域	禁止漁具・漁法	禁止期間
-----	------	---------	------

(河口付近における採捕の制限)

第40条 何人も、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域において、同表右欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。

河川名	禁止区域	禁止期間
郡川河口	郡橋の上流端から下流全域	10月1日から10月31日まで
佐々川河口	佐々橋の下流端から古川橋の上流端まで	9月1日から10月31日まで

(河口付近における採捕の制限)

第41条 次の表の左欄に掲げる河川においては、同表の中欄に掲げる期間は、同表右欄に掲げる区域では水産動植物を採捕してはならない。

河川名	禁止期間	禁止区域
郡川	10月1日から10月31日まで	郡橋の上流端から下流全域
佐々川	9月1日から10月31日まで	佐々橋の下流端から古川橋の上流端まで

<p>〇〇川河口</p>	<p>次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面</p> <p>ア 北緯〇〇度 〇〇分〇〇秒 東経〇〇度〇 〇分〇〇秒の 点</p> <p>イ 北緯〇〇度 〇〇分〇〇秒 東経〇〇度〇 〇分〇〇秒の 点</p> <p>ウ 北緯〇〇度 〇〇分〇〇秒 東経〇〇度〇 〇分〇〇秒の 点</p> <p>エ 北緯〇〇度 〇〇分〇〇秒 東経〇〇度〇 〇分〇〇秒の 点</p>	<p>手釣、竿釣(引掛竿釣及びこれに類するものを除く。)以外の漁具・漁法</p>	<p>〇月〇日から〇月〇日まで</p>
--------------	---	--	---------------------

(夜間の採捕の禁止)

第四十三条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により午前零時から午前〇時まで及び午後〇時から午後十二時までの間、水産動植物を採捕してはならない。

一 〇〇網 (内水面において採捕する場合に限る。)

(漁船の総トン数及び機関の馬力数の制限)

第 42 条 知事は、漁業取締りその他漁業調整上必要があると認めるときは、第 6 条各号に掲げる漁業につき、漁業の種類別に当該漁業に使用する漁船の総トン数及び馬力数を制限することがある。

2 知事は、前項の規定により漁船の総トン数及び馬力数の最高限度を定めたときは、これを公示する。

第 43 条 小型機船底びき網漁業に使用できる船舶の馬力数の最高限度は、次の表の左欄に掲げる漁業種類につき、同表の中欄に掲げる区域においては、同表右欄のとおりとする。

漁業の種類	区域	機関の馬力数の最高限度
手繰第 2 種漁業	大村湾	52 キロワット
	橘湾	52 キロワット
	有明海	48 キロワット
	伊万里湾	110 キロワット

(集魚灯の消費電力の制限)

第41条 つり漁業(いかつり漁業(海面において総トン数30トン未満の動力船を使用して、つりによりいかをとることを目的とする漁業。以下同じ。)を除く。)に使用できる集魚灯の消費電力の最高限度は、次の表の左欄に掲げる区域においては、1漁船につき、それぞれ同表右欄のとおりとする。

区域	消費電力の最高限度
対馬市の最大高潮時海岸線から12海里以内の海面	10キロワット
対馬市を除く長崎県の最大高潮時海岸線から8海里以内の海面	6キロワット

2 いかつり漁業に使用できる集魚灯の消費電力の最高限度は、次の表の左欄に掲げる区域においては1漁船につき同表右欄のとおりとする。

区域	消費電力の最高限度
長崎県の最大高潮時海岸線から12海里以内の海面	60キロワット

(火船の数の制限)

第42条 中型まき網漁業、小型まき網漁業及び敷網漁業につき火船を使用できる数は、1統につき、3隻以下でなければならない。

(湖河魚類の通路を遮断して行う水産動物の採捕の制限)

第43条 湖河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動物の採捕を行う場合には、河川流幅の5分の1以上の魚道を開通しなければならない。

(移植の禁止)

第44条 次に掲げる水産動物は、移植してはならない。  
(1) カムルチー(通称らいぎょ)

(集魚灯の消費電力の制限)

第44条 中型まき網漁業及び小型まき網漁業に使用できる集魚灯の消費電力の最高限度は、知事が火船(集魚灯設備を有する船舶をいい、主たる船舶に集魚灯設備を有するものを含む。以下同じ。)1隻につき消費電力10キロワットの範囲内において操業区域ごとに定めたとおりとする。

2 知事は、前項の規定により、集魚灯の消費電力の最高限度を定めるときは、これを公示する。

第44条の2 つり漁業(いかつり漁業を除く。)に使用できる集魚灯の消費電力の最高限度は、次の表の左欄に掲げる区域においては、1漁船につき、それぞれ同表右欄のとおりとする。

区域	消費電力の最高限度
対馬市の最大高潮時海岸線から12海里以内の海面	10キロワット
対馬市を除く長崎県の最大高潮時海岸線から8海里以内の海面	6キロワット

2 いかつり漁業に使用できる集魚灯の消費電力の最高限度は、次の表の左欄に掲げる区域においては1漁船につき同表右欄のとおりとする。

区域	消費電力の最高限度
長崎県の最大高潮時海岸線から12海里以内の海面	60キロワット

(火船の使用制限)

第45条 次の表の左欄に掲げる漁業につき火船を使用できる数は、1統につき、それぞれ同表右欄に掲げる隻数の範囲内であらなければならない。

漁業の種類	火船の隻数
中型まき網漁業 小型まき網漁業 敷網漁業	3隻

(さく河魚類の通路をしゃ断して行う水産動物の採捕の制限)

第46条 さく河魚類の通路をしゃ断する漁具又は漁法によって水産動物の採捕を行う場合には、河川流幅の5分の1以上の魚道を開通しなければならない。

(移植の禁止)

第47条 次に掲げる水産動物は、移植してはならない。  
(1) カムルチー(通称らいぎょ)

(火船の数の制限)

第四十四条 次の表の上欄に掲げる漁業につき火船を使用できる数は、一統につき、それぞれ同表の下欄の隻数の範囲内であらなければならない。

漁業の種類	火船の数の範囲
〇〇漁業	〇隻以下
〇〇漁業	〇隻以下

(湖河魚類の通路を遮断して行う水産動物の採捕の制限)

第四十五条 次の表の上欄に掲げる区域において湖河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動物の採捕を行う場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲の魚道を開通しなければならない。

区域	魚道を開通すべき範囲
〇〇川	河川流幅の〇分の一以上
〇〇川	河川流幅の〇分の一以上

<p>(遊漁者等の漁具漁法の制限)</p> <p>第四十六条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。</p> <p>一 竿釣及び手釣</p> <p>二 たも網及び叉手網</p> <p>三 投網（船を使用しないものに限る。）</p> <p>四 やす、は具</p> <p>五 徒手採捕</p> <p>六 ……</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。</p> <p>一 漁業者が漁業を営む場合</p> <p>二 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合</p> <p>三 試験研究のために水産動植物を採捕する場合</p> <p>(有害物質の遺棄漏せつの禁止)</p> <p>第四十七条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。</p> <p>3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。</p> <p>(漁場内の岩礁破碎等の許可)</p> <p>第四十八条 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 目的</p> <p>三 免許番号</p> <p>四 区域</p> <p>五 期間</p> <p>六 補償の措置</p> <p>七 その他参考となるべき事項</p> <p>3 知事は、第一項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。</p> <p>(砂れきの採取禁止)</p> <p>第四十九条 内水面のうち第三十五条、第四十条及び第四十一条第一項</p>	<p>(2) ざりがに</p> <p>(遊漁者等の漁具漁法の制限)</p> <p>第45条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。</p> <p>(1) 徒手採捕</p> <p>(2) 竿つり</p> <p>(3) 手つり</p> <p>(4) たも網</p> <p>(5) 投網</p> <p>(6) ひき縄つり</p> <p>(7) やす、は具</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。</p> <p>(1) 漁業者が漁業を営む場合</p> <p>(2) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合</p> <p>(3) 試験研究のために水産動植物を採捕する場合</p> <p>(有害物質の遺棄漏せつの禁止)</p> <p>第46条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。</p> <p>3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の適用を受ける者については、適用しない。</p>	<p>(2) ざりがに</p> <p>(遊漁者等の漁具、漁法の制限)</p> <p>第48条 漁業者が漁業を営むためにする場合若しくは漁業従事者が漁業者のために従事してする場合又は試験研究のために水産動植物を採捕する場合を除き、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。ただし、内水面において水産動植物を採捕する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 徒手採捕</p> <p>(2) 竿釣</p> <p>(3) 手釣</p> <p>(4) たも網</p> <p>(5) 投網</p> <p>(6) ひき縄釣</p> <p>(7) やす、は具</p> <p>(有害物の遺棄漏せつの禁止)</p> <p>第33条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。</p> <p>3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の適用を受ける者については、適用しない。</p>
--	--	---

<p>の表の第○号から第○号までに規定する禁止区域並びに直轄管理河川等（一級河川のうち、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間以外の区間及び国土交通大臣の直轄工事が施行される海岸保全区域をいう。以下同じ。）以外で別表に掲げる区域（又は直轄管理河川等以外で別途知事が公示する区域）において、砂れきの採取又は除去を行ってはならない。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>一 河川工事、砂防工事、地すべり防止工事及び海岸保全施設に関する工事（災害復旧事業としてこれらの工事を行うものを含む。）による場合</p> <p>二 河川法第七条に規定する河川管理者、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第五条に規定する都道府県知事若しくは同法第六条に規定する国土交通大臣、地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）第七条に規定する都道府県知事又は海岸法（昭和三十一年法律第百一号）に規定する海岸管理者が都道府県知事に協議し、その結果に基づき、河川法等の許可等がされた場合</p> <p>（試験研究等の適用除外）</p> <p>第五十条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 目的</p> <p>三 適用除外の許可を必要とする事項</p> <p>四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名</p> <p>五 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）</p> <p>六 採捕の期間及び区域</p> <p>七 使用する漁具及び漁法</p> <p>八 採捕に従事する者の氏名及び住所</p> <p>3 知事は、第一項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。</p> <p>一 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 適用除外の事項</p> <p>三 採捕する水産動植物の種類及び数量</p> <p>四 採捕の期間及び区域</p> <p>五 使用する漁具及び漁法</p> <p>六 採捕に従事する者の氏名及び住所</p> <p>七 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の</p>	<p>（試験研究等の適用除外）</p> <p>第 47 条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 目的</p> <p>(3) 適用除外の許可を必要とする事項</p> <p>(4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名</p> <p>(5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）</p> <p>(6) 採捕の期間及び区域</p> <p>(7) 使用する漁具及び漁法</p> <p>(8) 採捕に従事する者の氏名及び住所</p> <p>3 知事は、第 1 項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。</p> <p>(1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 適用除外の事項</p> <p>(3) 採捕する水産動植物の種類及び数量</p> <p>(4) 採捕の期間及び区域</p> <p>(5) 使用する漁具及び漁法</p> <p>(6) 採捕に従事する者の氏名及び住所</p> <p>(7) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の</p>	<p>（試験研究等の場合の適用除外）</p> <p>第 49 条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ又は水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下本条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行なう当該試験研究等については、適用しない。</p> <p>2 前項の規定により許可を受けようとする者は、別記様式第 10 号による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 知事は、第 1 項の許可をしたときは、別記様式第 11 号による許可証を交付する。</p>
---	--	--

<p>種類及び馬力数 八 許可の有効期間 九 条件</p> <p>4 知事は、第一項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。</p> <p>5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>6 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>7 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第三項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第二十五条の規定は、第一項又は第六項の規定により許可を受けた者について準用する。</p> <p>第四章 漁業の取締り (停泊命令等)</p> <p>第五十一条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第二十七条及び法第三十四条に規定する場合を除く。）は、法第百三十一条第一項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による処分（法第二十五条第一項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p>	<p>種類及び馬力数 (8) 許可の有効期間 (9) 条件</p> <p>4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。</p> <p>5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>7 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第3項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第25条の規定は、第1項又は第6項の規定により許可を受けた者について準用する。</p> <p>第4章 漁業の取締り (停泊命令等)</p> <p>第48条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第27条及び法第34条に規定する場合を除く。）は、法第131条第1項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による処分（法第25条第1項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p>	<p>4 知事は、第1項の許可をするにあたり、当該許可に制限又は条件をつけることがある。</p> <p>5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後、遅滞なくその経過を知事に報告しなければならない。</p> <p>6 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行なってはならない。</p> <p>7 第1項の許可を受けた者が、許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>8 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第3項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。</p> <p>9 第10条及び第19条第1項並びに第2項の規定は、第1項又は第7項の規定により許可を受けた者について準用する。</p> <p>(許可船舶に対する停泊命令及び検査)</p> <p>第50条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認めるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の停泊を命ずることができる。漁業法第134条第1項の規定による検査を行なわせるときも、同様とする。</p> <p>2 前項前段の規定による停泊期間は、40日間を超えないものとする。</p> <p>3 知事は、第1項前段の規定による処分をしようとするときは、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4 第1項前段の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> <p>5 第1項後段の規定による停泊期間は、10日間を超えないものとする。</p> <p>(無許可船舶に対する停泊命令)</p> <p>第52条 知事は、合理的に判断して漁業者が漁業の許可を受けずに当該漁業を営んだ事実があると認めるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行なう者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による停泊期間は、40日間を超えないものとする。</p> <p>3 第1項の場合には、第50条第3項及び第4項の規定を準用する。</p> <p>(無許可船舶に対する漁具又は漁ろう装置の陸揚げ命令等)</p> <p>第53条 知事は、漁業取締り上必要があると認めるときは、漁業の許可</p>
--	--	--

<p>(船長等の乗組み禁止命令)</p> <p>第五十二条 知事は、第四条第一項又は第三十二条第一項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。</p> <p>2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>(衛星船位測定送信機等の備付け命令)</p> <p>第五十三条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第四条第一項又は第三十二条第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機(人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。)を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。</p> <p>一 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。</p> <p>二 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。</p> <p>イ 当該船舶を特定することができる情報</p> <p>ロ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻</p> <p>三 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。</p> <p>(停船命令)</p> <p>第五十四条 漁業監督吏員は、法第二百二十八条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による停船命令は、法第二百二十八条第三項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。</p> <p>一 別記様式第二号による信号旗Lを掲げること。</p> <p>二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号(短音一回、長音一回、短音二回)を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。</p> <p>三 投光器によりLの信号(短光一回、長光一回、短光二回)を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。</p> <p>3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は</p>	<p>(船長等の乗組み禁止命令)</p> <p>第49条 知事は、第4条第1項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>(衛星船位測定送信機等の備付け命令)</p> <p>第50条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第4条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機(人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。)を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。</p> <p>(1) 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。</p> <p>(2) 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。</p> <p>ア 当該船舶を特定することができる情報</p> <p>イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻</p> <p>(3) 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。</p> <p>(停船命令)</p> <p>第51条 漁業監督吏員は、法第128条第3項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による停船命令は、法第128条第3項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。</p> <p>(1) 別記様式第2号による信号旗Lを掲げること。</p> <p>(2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号(短音一回、長音一回、短音二回)を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。</p> <p>(3) 投光器によりLの信号(短光一回、長光一回、短光二回)を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。</p> <p>3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は</p>	<p>を受けないで当該漁業に使用し、若しくは使用するおそれがあると認める船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行なう者若しくは操業を指揮する者に対し、期間を指定して、もっぱら当該漁業の用に供されるものと認める漁具又は漁ろう装置その他の設備の陸揚げを命じ、又は自らこれらの設備の封印をすることがある。</p> <p>(船長等の乗組み禁止命令)</p> <p>第51条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行なう者又は操業を指揮する者に対し、当該漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することがある。</p> <p>2 前項の場合には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。</p> <p>(停船命令)</p> <p>第54条 漁業監督吏員は、漁業法第74条第3項の規定による検査又は質問をする必要があるときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行なう者又は操業を指揮する者に対し停船を命ずることがある。</p> <p>2 前項の規定による停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に基づく次に掲げる信号を用いて行うものとする。</p> <p>(1) 様式第12号に定める信号旗Lを掲げる。</p> <p>(2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号(短音一回、長音一回、短音二回)を約七秒の間隔を置いて連続して行う。</p> <p>(3) 投光器によりLの信号(短光一回、長光一回、短光二回)を約七秒の間隔を置いて連続して行う。</p> <p>3 前項の場合において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹</p>
---	--	---

<p>投光をいう。</p> <p>第五章 雑則 (漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)</p> <p>第五十五条 法第二百二十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(標識の書換え又は再設置等)</p> <p>第五十六条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。</p> <p>(定置漁業等の漁具の標識)</p> <p>第五十七条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては別記様式第三号による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上・五メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。</p> <p>(はえ縄漁業及び流し網漁業の漁具の標識)</p> <p>第五十八条 次に掲げるはえ縄漁業及び流し網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は綱の両端に、水面上・五メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄の中間に三百メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。</p> <p>一 ○○はえ縄漁業及び○○はえ縄漁業 二 ○○流し網漁業及び○○流し網漁業</p> <p>2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。</p> <p>(内水面漁場管理委員会)</p> <p>第五十九条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。</p> <p>2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。</p> <p>(添付書類の省略)</p> <p>第六十条 この規則の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内</p>	<p>投光をいう。</p> <p>第5章 雑則 (漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)</p> <p>第52条 法第122条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(標識の書換え又は再設置等)</p> <p>第53条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。</p> <p>(定置漁業等の漁具の標識)</p> <p>第54条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては別記様式第3号による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。</p> <p>(流し網漁業等の漁具の標識)</p> <p>第55条 次に掲げる漁業に従事する操業責任者は、その操業中、漁具の両端に水面上1.5メートル以上の高さの漁具標識をつけなければならない。この場合、夜間においては電灯その他の照明を掲げなければならない。</p> <p>(1) 流し網漁業 (2) げんじき網漁業 (3) たこつぼ漁業</p> <p>2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。</p> <p>(内水面漁場管理委員会)</p> <p>第56条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。</p> <p>2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。</p> <p>(添付書類の省略)</p> <p>第57条 この規則の規定により同時に2以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内</p>	<p>鳴又は投光をいう。</p> <p>(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)</p> <p>第55条 漁業法第72条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命ぜられた者は、遅滞なくその命ぜられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(標識の書換え又は再設置等)</p> <p>第56条 前条に規定する標識の記載事項に変更を生じ若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき、又は当該標識を亡失し若しくはき損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し若しくは設置しなければならない。</p> <p>(定置漁業等の漁具の標識)</p> <p>第57条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては別記様式第13号による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の漁業を定めたときは、これを公示する。</p> <p>(流し網漁業等の漁具の標識)</p> <p>第58条 次に掲げる漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行なう者又は操業を指揮する者は、その操業中、漁具の両端に水面上1.5メートル以上の高さの漁具標識をつけなければならない。この場合、夜間においては電灯その他の照明を掲げなければならない。</p> <p>(1) 流し網漁業 (2) げんじき網漁業 (3) たこつぼ漁業</p> <p>2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。</p> <p>(潜水器漁業の操業旗章)</p> <p>第59条 潜水器漁業(簡易潜水器を使用するものを除く。)を営む者は、その操業中別記様式第14号による国際信号旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。</p>
---	--	--

<p>容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。</p> <p>第六章 罰則</p> <p>第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第三十四条第一項、第三十五条から第四十条まで、第四十一条第一項若しくは第三項、第四十二条から第四十五条まで、第四十七条第一項、第四十八条第一項又は第四十九条の規定に違反した者</p> <p>二 第三十二条第四項若しくは第五項、第三十四条第十三項において準用する第十三条第一項若しくは第二項又は第四十八条第三項の規定により付けた条件に違反した者</p> <p>三 第二十三条第一項（第三十二条第十一項及び第三十四条第十三項において準用する場合を含む。）、第三十二条第八項、第三十四条第十三項において準用する第二十二条第二項、第四十七条第二項又は第五十二条第一項の規定に基づく命令に違反した者</p> <p>2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。</p> <p>第六十二条 第二十五条第一項（第三十二条第十一項及び第五十条第八項において準用する場合を含む。）、第三十一条、第三十四条第十項又は第四十六条第一項の規定に違反した者は、科料に処する。</p> <p>第六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第六十一条第一項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。</p> <p>第六十四条 第十七条第二項、第十九条第二項若しくは第二十五条第三項（第三十二条第十一項及び第五十条第八項において準用する場合を含む。）の規定、第二十六条から第二十八条まで、第三十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第三十二条第十一項及び第三十四条第十三項において準用する場合を含む。）の規定、第三十四条第十二項の規定又は第五十条第五項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。</p>	<p>容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。</p> <p>第6章 罰則</p> <p>第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1) 第33条から第44条まで又は第46条第1項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第23条第1項、第46条第2項又は第49条第1項の規定に基づく命令に違反した者</p> <p>2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。</p> <p>第59条 第25条第1項(第47条第8項において準用する場合も含む。)、第31条又は第45条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。</p> <p>第60条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第58条第1項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。</p> <p>第61条 第17条第2項、第19条第2項、第25条第3項（第47条第8項において準用する場合も含む。）の規定、第26条から第28条まで、第30条第1項若しくは第2項の規定又は第47条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>附 則（令和2年〇月〇日規則第〇号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和2年12月1日。以</p>	<p>第4章 罰則</p> <p>第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1) 第14条、第33条第1項、第34条から第36条まで、第38条から第47条まで又は第49条第6項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第13条、第31条第1項又は第49条第4項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により付けられた制限又は条件に違反した者</p> <p>(3) 第31条第1項の規定による操業の停止の命令に違反した者</p> <p>(4) 第33条第2項、第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項又は第53条の規定による命令に違反した者</p> <p>2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。</p> <p>第62条 第10条第1項(第49条第9項において準用する場合も含む。)、第12条、第19条第3項又は第48条の規定に違反した者は、科料に処する。</p> <p>第63条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して、第61条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。</p> <p>第64条 第10条第3項(第49条第9項において準用する場合も含む。)、第11条、第16条、第17条、第19条第1項若しくは第2項、第28条第2項、第30条第4項若しくは第5項又は第49条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>附 則（略）</p>
---	---	---

下「施行日」という。) から施行する。ただし、第4条第1項第2号の規定は、令和5年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正法附則第8条第1項の規定により法第57条第1項の許可を受けたものとみなされる場合については、改正前の規則第44条の規定は、当該漁業の許可の有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。

3 改正法附則第29条の規定により第47条第1項の許可を受けたものとみなされる場合については、この規則による改正前の長崎県漁業調整規則第49条第6項の規定は、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。

(罰則の経過措置)

4 この規則の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表

漁具	海域
ごち網	北緯33度30分12秒以北の東経128度29分52秒の線及び北緯33度30分12秒、東経128度29分52秒の点と北緯32度30分12秒、東経127度59分52秒の点とを結んだ直線並びに北緯32度30分12秒以南の東経127度59分52秒の線以西の海域
固定式さし網	北緯33度30分12秒以北の東経128度29分52秒の線及び北緯33度30分12秒、東経128度29分52秒の点と北緯32度30分12秒、東経127度59分52秒の点とを結んだ直線並びに北緯32度30分12秒以南の東経127度59分52秒の線以西の海域

様式第一号

漁業	様式
小型機船底びき網漁業のうち打瀬漁業	ホク打123
小型機船底びき網漁業のうち自家用釣餌料びき網漁業	ホク自123
小型機船底びき網漁業のうち手繰第三種漁業(第一種共同漁業の内容となり得る水産動物の採捕を目的とするものに限る。)	ホク手123
上記以外の小型機船底びき網漁業	ホク123
小型さけ・ます流し網漁業	ホク流123

備考 各文字及び数字の大きさは八センチメートル以上、太さは二センチメートル以上、間隔は二・五センチメートル以上とする

様式第1号

漁業	様式
小型機船底びき網漁業のうち自家用餌料びき網漁業	ナカ自 47
小型機船底びき網漁業のうち手繰第三種漁業(第一種共同漁業の内容となり得る水産動物の採捕を目的とするものに限る。)	ナカ手 47
小型機船底びき網漁業のうち打瀬漁業	ナカ打 47
上記以外の小型機船底びき網漁業	ナカ 47
ごち網漁業及び沖合ごち網漁業	ゴチ 47

備考

本県記号の次は許可番号であって、各文字及び数字の大きさは10セ

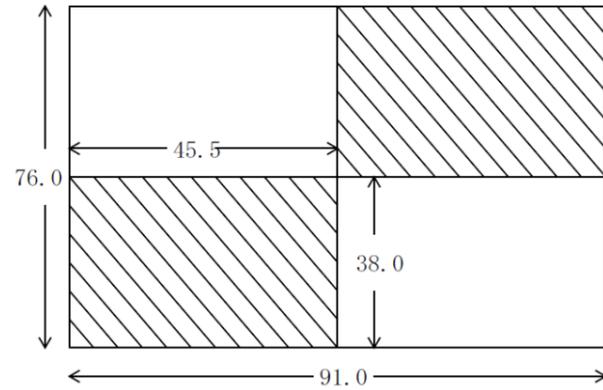
様式第7号(第12条関係)

漁業	様式
小型機船底びき網漁業のうち自家用餌料びき網漁業	ナカ自 47
小型船舶底びき網漁業のうち手繰第三種漁業(第一種共同漁業の内容となり得る水産動物の採捕を目的とするものに限る。)	ナカ手 47
小型機船底びき網漁業のうち打瀬漁業	ナカ打 47
上記以外の小型機船底びき網漁業	ナカ 47
ごち網漁業	ゴチ 47

備考

本県記号の次は許可番号であって、各文字及び数字の大きさは10センチメートル以上、太さは3センチメートル以上、間隔は3センチメートル以上とする。

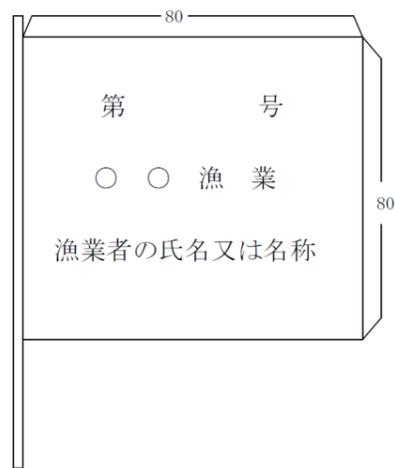
様式第二号



備考

- 1 斜線の部分は、黒であり、その他の部分は、黄である。
- 2 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に掲載の「L」旗（あなたは、すぐ停船されたい。）である。
- 3 数字は、センチメートルを示す。

様式第三号

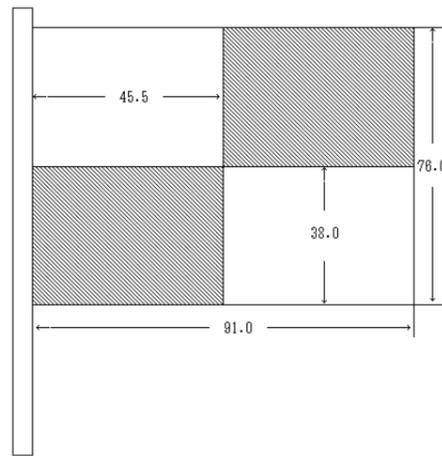


備考

- 1 標識は、赤色の布地である。
- 2 数字は、センチメートルを示す。

ンチメートル以上、太さは3センチメートル以上、間隔は3センチメートル以上とする。

様式第2号



備考

- 1 斜線の部分は黒であり、その他の部分は黄である。
- 2 この旗は、国際海事機関が採択した国際信号書に掲載の「L」旗（あなたは、すぐ停船されたい。）である。
- 3 数字は、センチメートルを示す。

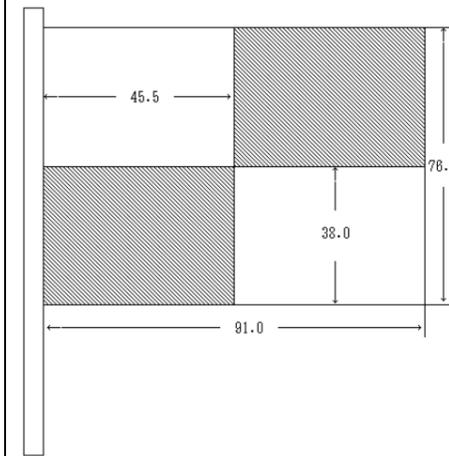
様式第3号



備考

- 1 標識は、赤色の布地である。
- 2 数字は、センチメートルを示す。

様式第12号（第54条関係）



備考

- 1 斜線の部分は黒であり、その他の部分は黄である。
- 2 この旗は、国際海事機関が採択した国際信号書に掲載の「L」旗（あなたは、すぐ停船されたい。）である。
- 3 数字は、センチメートルを示す。

様式第13号（第57条関係）



備考

- 1 標識は、赤色の布地である。
- 2 数字は、センチメートルを示す。

様式第1号(1)（第3条関係）

代 表 者 選 定 届

年 月 日

長崎県知事 様

住所氏名  
〔法人にあっては、名称〕<sup>㊟</sup>  
及び代表者の氏名

住所氏名<sup>㊟</sup>

住所氏名<sup>㊟</sup>

下記のとおり〇〇漁業に係る共同申請の代表者を選定したから、届け出ます。

記

住所  
代表者  
氏名（法人にあっては、名称）

様式第1号(2)（第3条関係）

代表者変更届

年 月 日

長崎県知事 様

住所氏名  
〔法人にあっては、名称〕<sup>㊟</sup>  
及び代表者の氏名

住 所  
氏 名 ④

住 所  
氏 名 ④

下記のとおり 年 月 日付け届出の〇〇漁業に係る共同申請  
の代表者を変更したから、届け出ます。

記

住 所  
旧代表者  
氏 名 (法人にあっては、名称)

住 所  
新代表者  
氏 名 (法人にあっては、名称)

様式第2号(1) (第4条関係)

漁業権 (入漁権) 行使規則認可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所  
〇〇漁業協同組合  
理 事 氏 名 ④

年 月 日長崎県告示第〇号によって公示された (内)  
〇第〇号に係る漁業権について、別添のように〇〇漁業協同組合 (内)  
〇第〇号〇〇〇〇漁業権 (入漁権) 行使規則を制定したいので、関係書  
類を添えて認可を申請します。

様式第2号(2) (第4条関係) (免許後の場合)

漁業権（入漁権）行使規則認可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

〇〇漁業協同組合

理 事

氏 名

㊟

年 月 日付けで免許を受けた（内）〇共（区）第〇号に係る「〇〇漁業協同組合（内）〇共（区）第〇号第〇種共同（区画）漁業権（入漁権）行使規則」を制定したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

様式第2号(3)（第4条関係）（変更、廃止の場合）

漁業権（入漁権）行使規則変更（廃止）認可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

〇〇漁業協同組合

理 事

氏 名

㊟

年 月 日付けで認可を受けた（内）〇共（区）第〇号に係る「〇〇漁業協同組合（内）〇共（区）第〇号第〇種共同（区画）漁業権（入漁権）行使規則」を変更（廃止）したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

様式第3号（第4条関係）

〇〇漁業免許申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住

所

氏

名

〔法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名〕 ㊟

年 月 日長崎県告示第〇号によって公示された（内）共（区、定）第〇号漁業権の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第4号（第4条関係）

遊漁規則（変更）認可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

〇〇漁業協同組合

理 事 氏 名

㊟

年 月 日長崎県告示第〇号によって公示された内共第〇号に係る第5種共同漁業権について、別添のように〇〇漁業協同組合内共第〇号第5種共同漁業権遊漁規則を制定（変更）したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

様式第5号（第7条関係及び第20条関係）

〇〇漁業許可（起業認可）申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住

所

氏

名

〔法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名〕 ㊟

下記により〇〇漁業の許可（起業の認可）を受けたいので、申請します。  
記

- 1 漁業種類
- 2 操業区域
- 3 漁獲物の種類
- 4 操業期間
- 5 操業根拠地
- 6 漁具の種類、規模及び数
- 7 使用する船舶
  - (1) 船 名
  - (2) 漁船登録番号
  - (3) 総トン数
  - (4) 推進機関の種類及び馬力数
- 8 火光を利用するものにあつては、電源の種類及び出力、集魚灯の数及び光力
- 9 潜水器を利用するものにあつては、潜水器の種類、型式及び送気装置
- 10 魚群探知器の有無

様式第6号（第9条関係）

18センチメートル

25センチ

許可番号第 号

〇 〇 漁 業 許 可 証

住 所

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

---

1 漁 業 種 類

2 操 業 区 域

3 操 業 期 間

4 船 船

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

5 許可の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 制限又は条件

年 月 日

長崎県知事 印

様式第8条 (第15条関係)

〇〇漁業許可 (起業認可) の内容変更許可申請書

長崎県知事 様 年 月 日

住 所

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

下記により〇〇漁業の許可 (起業の認可) の変更について許可を受けたいので、申請します。

記

1 漁業種類

2 許可 (認可) 番号

3 許可 (認可) 年月日

4 変更しようとする事項

項 目	現在の許可 (認可) の内容	変更しようとする内容

5 変更しようとする時期

6 変更しようとする理由

様式第9号 (第16条関係)

〇〇漁業許可証書換交付申請書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

氏 名 } 〔法人にあっては、名称及び  
代表者の氏名〕<sup>㊟</sup>

下記により〇〇漁業許可証の書換え交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 書換えようとする事項

項 目	現在の許可証記載事項	書換えようとする内容

- 5 書換えを必要とする理由

様式第 10 号 (第 49 条関係)

特 別 採 捕 許 可 申 請 書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

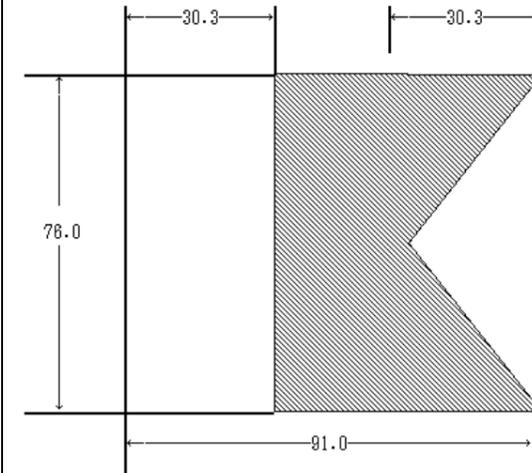
氏 名 } 〔法人にあっては、名称及  
び代表者の氏名〕<sup>㊟</sup>

下記により特別採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 目 的
- 2 摘用除外の許可を必要とする事項  
長崎県漁業調整規則第 条第 項
- 3 使用船舶
  - (1) 船 名
  - (2) 漁船登録番号
  - (3) 総トン数
  - (4) 推進機関の種類及び馬力数
  - (5) 所有者氏名
- 4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量 (種苗の採捕の場合  
は、供給先及びその数量)
- 5 採捕の区域
- 6 採捕の期間
- 7 使用漁具及び漁法 (図面を添付すること。)
- 8 採捕に従事する者の住所及び氏名





備考

- 1 斜線の部分は <sup>あい</sup>藍 であり、その他の部分は、白である。
- 2 この旗は、国際海事機関が採択した国際信号書に掲載の「A」旗（私は、潜水夫をおろしている、微速で十分避けよ。）である。
- 3 数字はセンチメートルを示す。